

(※1) 身体拘束を行なう利用者本人を示します。状況によっては周囲の他の利用者に場所を移動してもらいなど、行動を制限することはありますが、それは身体拘束には当てはまらず個別支援計画への記載は必要ありません。もし特定の利用者に対して場所を移動してもらいなどの行動の制限が頻繁にある場合は、その旨を記載し、同意を求める必要があります。

1. 身体拘束発生時の報告・対応について

発生時に記録した内容を職員間で共有します。また身体的拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や、拘束をしない方法を事業所にて検討します。身体拘束適正化検討委員会にも報告を行ないます。

2. 身体拘束適正化検討委員会について

虐待防止委員会と一体的に設置・運営し、委員会開催時に身体拘束等の事案について
1. 切迫性 2. 非代替性 3. 一時性の三要件のすべてを満たしているか確認を行ない、その必要性について検討を行ない、取り除くように努めます。

開催時期については年三回、委員会を開催します。緊急の場合等は必要に応じて開催します。

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修について

虐待防止研修時に、身体拘束についての適正化についても研修を行ないます。

(年に一度以上)

また新規採用時にも虐待防止、身体拘束等について研修を行ないます。

4. その他身体拘束等の適正化の推進の為に必要な基本方針

身体的拘束等をしないサービスを提供していく為に、支援の中で安易に身体的拘束を行なっていないか、別の手段や対策はないか、日頃から職員間全体でも共通意識をもつようにします。

5. 指針の閲覧について

この指針についてはいつでも利用者及び家族などが閲覧できるようにホームページに掲載します。

2023年3月